

市第 129 号議案

横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における  
汚染土壌の処理に係る損害賠償額の決定

横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における汚染土壌  
の処理について、次のように損害賠償の額を定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 損害賠償の額 33,751,135円
- 2 被害者 東京都中央区日本橋 3 丁目 4 番 10 号  
スターツコーポレーション株式会社
- 3 事案の概要 令和 5 年 1 月に被害者との間で締結した定期  
借地権設定契約により貸し付けた横浜市所有の  
土地において、有害物質による土壌汚染がある  
ことが判明したため被害者が汚染土壌の処理に  
係る工事等を実施し、当該工事等に係る費用が  
発生した。

提 案 理 由

横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における汚染土壌  
の処理に係る被害者スターツコーポレーション株式会社に対する損  
害賠償の額を決定したいので提案する。

**参 考**

**事 件 の 概 要**

- 1 平成 29 年 3 月 21 日 横浜市は、平成 27 年 12 月に実施した土地汚染概況調査等の結果を基に、横浜文化体育館再整備事業に係る要求水準書を作成し、当該事業の入札公告を実施した。
- 2 平成 29 年 11 月 30 日 横浜市は、株式会社フジタグループと横浜文化体育館再整備事業民間収益事業基本協定書（以下「協定書」という。）を締結し、協定書においてスターツコーポレーション株式会社（以下「スターツ」という。）が横浜市所有の土地（以下「本件土地」という。）に民間収益施設を整備することを合意した。
- 3 令和 5 年 1 月 10 日 横浜市は、協定書に基づき、スターツと当該民間収益施設に係る定期借地権設定契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- 4 令和 5 年 2 月 8 日 スターツは、本件土地について調査を実施したところ、本件土地に本件契約の内容に適合しない有害物質があることが判明したため、本件契約に基づき横浜市に連絡した。
- 5 令和 5 年 2 月から  
令和 5 年 3 月まで スターツは、汚染土壌の除去工事を実施し、横浜市に対し本件契約に基づき当該工

事等に要した費用の請求を行った。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第12号まで省略）

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（第14号、第15号及び第2項省略）